

牛乳パックのリサイクル事業について

1 概要

児童等の飲用後の牛乳紙パックについては、現在、焼却処分(26校)とリサイクル回収処理(10校)を行っている。

本市では、SDGSの観点から、リサイクル回収を推進していく予定であり、令和7年度は18校(継続9校・新規9校)においてリサイクル回収を予定しており、焼却処分17校、リサイクル回収処理18校となる予定。

リサイクル回収については、福祉団体が牛乳紙パックを回収し、洗浄・切り開き・乾燥させ、古紙再生業者へ持込みを行う。

2 リサイクル対象校の選定方法

学校規模、学校設置場所等により福祉団体が回収可能な学校を選定

3 リサイクル実施の概要

(1) 児童及び教職員(リサイクル回収及び焼却処分のどちらも同じ処理方法)

ア 重篤な牛乳アレルギー症状を有する児童が在籍するクラス

クラスで紙パックを折畳まずにゴミ袋に回収し、所定の場所に返却。

イ 上記ア以外のクラス

(ア) 飲用後の空になった牛乳紙パックを教室で折畳んでクレートに返却。

(イ) クレートに集めたら、配膳室等の所定の場所に返却。

(ウ) 飲み残しがある場合は、配膳室等の所定の場所の所定の容器に牛乳を廃棄し、空になった牛乳紙パックを折り畳んでクレートに返却。

(2) 給食調理員

ア 配膳室等の、クレートに集められて返却された牛乳紙パックを45ℓのゴミ袋に集めて、所定のダストボックスに集める。

※原則、毎月曜日(月曜日が祝日の場合、火曜日)は回収がないため、金曜日排出分はダストボックスに入れず、ゴミ庫にて焼却処分。

イ 上記3(1)アのゴミ袋に回収している分は、焼却処分。